

平成 25 年 7 月 12 日

福島技術本部

除染モデル実証事業に関する報道について

共同通信の配信により、平成 25 年 7 月 12 日付けで、一部の朝刊に「農業用水に汚染水 340 トン」と題した記事が掲載されましたが、事実関係及び原子力機構の見解は以下のとおりです。

1. 事実関係

平成 23 年度に内閣府が原子力機構に委託した除染モデル事業において、平成 23 年 12 月から平成 24 年 2 月の間、原子力機構が再委託した日本国土開発㈱を含む大成建設共同企業体が、南相馬市立金房小学校と周辺において、プールの除染や表土の剥ぎ取り、高圧水洗浄、ふき取りなどの除染技術等の実証試験を実施しました。

モデル事業のエリア内にあった小学校のプールの滞留水や除染作業に伴い発生した除染水の管理については、排水に関する基準値がない状況下において、日本国土開発㈱が、当時の飲料水の暫定基準値であった 200Bq/リットルを参考に、自主的な管理基準値として管理していました。これは、法令等に違反するものではなく、原子力機構としても妥当なものであると判断したものです。

プールの滞留水や除染作業に伴い発生した除染水である約 610 トンの水については、日本国土開発㈱が、放流前に自主管理基準値の 200Bq/リットル未満であることを確認して、除染エリアの道路側溝を經由して、飯崎川に放流されたものであります。

地元自治体に対しては、本事業の開始前（平成 23 年 12 月中旬）に原子力機構と日本国土開発㈱が、南相馬市の除染担当部局に対して、除染後の回収した水が、自主管理基準値を下回ることを確認した上で河川に流す排水の管理についてご説明しております。

2. 機構の見解

原子力機構としては、上述のように、自主管理基準値未満であることを確認してから流した水を、汚染水と報じていることは、事実を誤認させ得るものであり、また、現在進められている除染作業に対する地域の住民の方々の信頼を損ないかねず、遺憾であります。

原子力機構としては、引き続き適切な情報提供に努め、地域の皆様方の信頼を得つつ、福島県の環境回復に取り組んで参ります。

以 上